

会議名	第 11 回 板橋区長期基本計画審議会
開催日時	平成 17 年 7 月 11 日 (月) 午後 3 時から 5 時まで
開催場所	板橋区役所 11 階 第一委員会室
出席者	〔委員〕 20 人 和田守 (会長)、山下泰子、渡部茂、大澤清重、大野喜久雄、大原雅榮、金子照円、坂口和子、杉田尚史、宮崎昌治、深山宏、坂本静枝、田崎百合繪、平岩宏子、郷野洋次郎、大田伸一、佐藤としのぶ、小島基之、細野卓、佐藤廣 (欠席：12 人) 〔幹事〕 11 人 安井政策経営部長、金子総務部長、宅間区民文化部長、今福産業経済部長、北川健康生きがい部長、吉田福祉部長、久保田児童女性部長、森田資源環境部長、中村都市整備部長、弓削多土木部長、松浦教育委員会事務局次長 〔事務局〕 安井政策経営部長、大迫政策企画課長、橋本財政課長 ほか 5 人
会議の公開 (傍聴)	公開
傍聴者数	6 人
議題	1 開会 2 基本構想案について 3 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について 4 その他 5 閉会
配付資料	1 「区の基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」 <事前配付>
審議状況 (会議概要)	1 開会 事務局：それでは定刻を過ぎましたので、ただいまから第 11 回板橋区長期基本計画審議会を始めさせていただきます。まず会長より、ご挨拶をよろしくお願ひいたします。 会長：みなさま、こんにちは。5 月 23 日に第 10 回審議会を行いました。その後区民のみなさまのご意見をいただいたり、起草委員会の方でも前回の意見を集約したりしながら、いろいろと作業を進めてもらいましたので、それをもとにして本日は進めていきたいと思ひます。ご案内の中にありましたが、クールビズということもあり、私もネクタイを外させていただきましたが、区の方針ということなので、夏の間はみなさまも軽装でご議論いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。本日は12名の方が都合により欠席されています。また、本日も傍聴の方がいらしています。それでは審議をお願いいたします。

会長：区の方でも公務が重なり、欠席の方がいつもより少し多いようですが、致しかたありません。また、新しく就任いただきました佐藤委員がご出席ですので、ご紹介いたします。

佐藤委員：よろしくをお願いいたします。

会長：開会にあたりまして、事務局より進め方について説明いただきたいと思います。また配付している資料についてもあわせてご説明いただきたいと思います。

事務局：本日の審議会では9月の最終答申に向けまして、諮問事項である基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方、この2点についてさらに検討を進めていただきたいと思います。事前配付させていただいた資料は、最終答申をイメージしまして起草委員会で作成していただいたものでございます。

会長：本日もみなさまからご意見をいただきながら、最終答申に向けましてさらに審議を進めていきたいと思います。最終的には基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方について、まとめて答申するようになりますので、今回もそのように資料が作成されているとのことです。資料は1ページから13ページが基本構想の部分についてでして、特にこの点につきまして前回いただきましたご意見をいろいろと反映させるべく、部分的な修正もございましたので、その修正点を中心といたしまして事務局からご説明いただきたいと思います。

2 基本構想案について

事務局より資料1の「基本構想」部分について説明した。

会長：ありがとうございました。前回もいろいろ課題になりました点は、起草委員会にて大体その意見を反映できるように直してあり、また表現もすっきりしてきましたので、おおむねよろしいのではないかと思います。一つひとつ確認してまいりたいと思います。説明は繰り返す必要はないと思いますし、時間の関係もございましたので、特に問題のありそうなところについてご指摘いただきたいと思います。最初に基本姿勢にかかわりますが、裏表紙の「答申にあたって」という部分がまだ空欄ですが、この中でワークショップと区民提案をいただいていることについての記述をきちんと入れようと考えています。そのことが今日作成してあります資料では、17ページをご覧いただくと、参考資料として「区民提案に関する審議会の考え方」がありまして、審議会としまして区民提案をどう受け止め参考にしたか、また、どう取り入れたかをきちんとうたっていきこうと起草委員会でお考えいただいていたようで、文言についてはまたあとで検討することにして、こういった扱い方をさせていただくことによろしいでしょうか。あまり文章の中に区民提案を一つひとつ書いていくと個々の問題になってしまうので、全体としてできる限り尊重した、取り入れる努力をしたということを中心に表記した方が良いでしょうということでございます。続きまして、先ほどございました個々の問題ですが、1ページは最後にするといたしまして、2ページ目でご意見ございますでしょうか。

大田委員：以前にも少し言いましたが、改めてこのページの中の「新しい公共」という概念のことにつ

いて一言ふれたいと思います。確かにこういう傾向は強まっていますが、ただ社会的規範の変化が決定的になっているというわけではないと思います。そういう意味では、既に決定的になったような扱いをいたしますと、20年構想なので表現は慎重になるべきだと思います。

会長：「新しい公共」という文言自体がやや流動性というか、20年後になくなってしまいかもしれないという意味でしょうか。

大田委員：3年・5年はもつ言葉かなと思いますが、10年・20年後はその言葉自体が陳腐化しかねませんし、第一に先ほど申し上げたように、そういった公共の概念が取りざたされている中で、決定的に時代に応じるといえますけれども、しかしその変化を社会的規範として決定的になっているわけではない。そういう意味では、あたかも時代の要請として言い切るのには答申としてはどうか、表現の仕方はいろいろあるのではないかと思うわけです。最後ですので、改めて指摘しておきたいです。

会長：大田委員からは今までも少し長いスパンで考えた場合、それに耐えうる表現を使うべきだというご意見をいただいておりますが、ここではキーワードとして「協働」「新しい公共」が対になって出てきており、これまで行政が公共を独占してきたということに意味があるわけです。やや用語の使い方の問題ですので、これは起草委員会に任せるとして、意味としてはそういうことを含んだ他に良い表現があれば修正していただくということによろしいでしょうか。それから4ページ目ですが、ここでは前回、強いご意見があった点を取り入れて表現されているようですが、この点はよろしいでしょうか。次に5ページでは将来像のところ、前回も確認しましたが、区民の立場に立っての視点からの基本構想であるということをご確認いただいて、「いきいき暮らす」「緑」あるいは「文化」というイメージについてご意見がありましたので、それを下に概略・ポイントを表記する方法をとっていただいたということです。中身としては今までのご意見が入っているようですが、いかがでしょうか。

大田委員：確認をしたいのですが、4の将来像の一番下の「文化のまち」のところの「積極的に取り組む板橋らしさ」とありますが、意味がよくわかりません。積極的に取り組んだ結果が「板橋らしさ」になるのか。「板橋らしさ」を強調してどうなのか。「板橋らしさ」って何ですか？と聞かれると疑問があります。

会長：表現の仕方の問題かと思いますが、再度修正してほしいと思います。次に6ページについては、施策を区が担うべき点は区が担うべきだということをしかりと明記すべきだということだと思います。それから、7ページからが基本目標ですが、基本目標Ⅰのところでお気づきの点はありますでしょうか。

大原委員：ここに書いてあることに気づいたということではないのですが、新しい意見となってしまってもよろしいでしょうか。大変具体的な点なので、「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」のところと言うつもりでしたが、どうもそこでは合わない内容のようなので、ここで話をしたいと思います。この項は、全体的には整理されてわかりやすくなって、すっきりしたと思います。これから述べることは、Ⅰ-2の三番目のところに入るのかなと自分では今思っています。それは、総合的な教育施設、他区では教育センターという名前で行われていますが、そういう施設が必要ではないかと思います。最近板橋区ではいろいろな区の施設の耐震診断を進めてきました。その中で学校についても耐震の基準をクリアしていないところでは、大規模改修とか改築ということで、これから先、手を加えて安全な建物になっていくと思いま

す。ところが現在、蓮根にある教育相談所、それから仲町出張所の後利用をしているフレンドセンターという不登校の子どもたちの支援施設があるのですが、その二つは耐震診断で基準をクリアしていなかったと思います。ここ何年かの間には、その建物を建て直すとか大規模改修などの方策が必要になってくると思っています。子育て支援・学校支援・何よりもいろいろな支援を必要としている子どもたちにとってこれらの施設は大変重要ですし、これからは必要とされていく施設だと思っています。教育相談所は昭和47年の施設ですので、かなり老朽化が進んでいます。また、三田線沿線の子どもたちまたは保護者は利用しやすいのですが、東武東上線沿線からは十分な利用をするための交通機関がありません。またフレンドセンターも通にくい場所にあります。フレンドセンターは不登校児童・生徒の1割にも満たない支援しかできない状況になっています。これから世の中が複雑になればなるほど、子どもたちへの支援がいろいろなところで必要になってくると思います。もう少し通いやすい場所などに総合的な教育施設をつくる必要があるのではないかと、求められていると思います。また障害児に対して、療育などについて相談する、あるいは療育を実際に行っている加賀児童ホームというところがあるのですが、その機能なども含めた教育にかかわる総合的な施設を、交通の便の良い場所にぜひつくるのがこれからの子どもたちの教育ニーズに応えていくために必要ではないかと。あるいはまた、子育て支援の面からも学校支援の面からも、本当に必要とされていると思います。どこに入れたら良いのかわからないので、ここで意見を言わせていただきました。適当なお計らいをお願いいたします。

会長：個々の問題はこれから出てくるわけですが、この中に盛り込む場合には、具体的な表現として、の三つ目のところで「総合的な教育環境」としたらいいのか、「教育環境の総合的基盤整備を行います」という、あまりいじらない表現として盛り込んでおいて、それを具体的な施策の方向に入れると、どちらにしたら良いでしょうか。今のご発言の趣旨を起草委員会に前後の関係も含めて検討していただくということによろしいでしょうか。

山下委員：先ほど事務局からのご説明があった箇所ですが、I 2のところで、最後のところに「有害情報」という記載があって、実は起草委員会の時に私が発言したのですが、犯罪や薬物に並べて性に対する有害情報という少し偏ってしまうと申し上げたらその部分が外されてしまったのですが、正しい性教育を推進することは重要だと思います。ですから、例えばの三つ目のところに、「障害のある児童生徒への特別支援教育を推進する」に並べて「児童生徒の正しい性教育を推進し」といった形で性教育に関して入れていただきたいと思います。確かに有害情報にくくるのは良くないと思いますが、性教育がまったくなくなるのも良くないと思います。

会長：の三つ目ですと、ちょっとおさまりが悪いかもしれませんが。

山下委員：二つ目でも良いのですが、どこかにそういった趣旨のものをに入れていただきたいと思います。

郷野委員：私は今ある最後のの中の、「有害な情報」の裏側の問題であって、基本的には青少年犯罪という性教育がきちんとなされないと、映像問題も含めて様々な課題があるのだと思います。従ってこの部分に、例えば「青少年を犯罪、薬物などから守る環境を整えるとともに」の後に「正しい性教育を推進し」というような形でまとめてもらったほうが入りやすいと思います。要するに、障害のある状態の中で教育を受けている方と並列的な中身に性教育を入れるのはどうかと思います。そして、フレンドセンターについては、私は高島平方面にも一つつくったほうが良いと提案したのですが、なかなかそれも進んでいないのですが、

そういう様々な課題の部分と性教育・犯罪は裏側の問題なので、分けて入れてもらったほうが良いと個人的に思っています。

会 長：このⅠ-2のところは、毎回いろいろな意見が出るところでございます。それだけ切実な問題なのだと思いますが、四つ目の の中で文言としては入れ、もう一度整理し直すということではいかがでしょうか。

山下委員：三つ目の は出だしのところは確かに障害のある児童生徒への教育ですけど、後半は学校の改築とか子どもの安全確保とか教育環境の基盤整備と言っておりますので、かなり範囲が広いと思うのですが、いかがでしょうか。

渡部委員：性については、有害情報だけではないのですね。つまり、正しい情報を伝えることも必要で、それを四つ目に入れるのは性教育の問題とは違うと思いますので、四つ目に持ってくるのはおかしいと思います。

杉田委員：我々の仲間が性教育について言うときはかなりシビアな話になるのですが、青少年の乱れた性は、ほとんどが飲酒と密接に関連している。ですから四つ目の で良いと思います。例えば、お酒を飲むと女性でも40%は性的な欲望が高まると言われています。やはり情報だけでなく、環境に刺激される部分はあるので、文章の書き方に問題があるかもしれませんが、四つ目をどうにか工夫して入れられたら良いと思います。

会 長： の四つ目だけ組み立て直していただいて、その中で扱っていくということで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今の趣旨を取り入れて、文章全体を練り直して進めさせていただきたいと思います。

大野委員：Ⅰ-2の一番目ですが、総合的に教養力を高める、社会の一番の基本は家庭、家庭の円満です。今の風潮として一つの例ですが、おじいちゃん、おばあちゃんは家族ではなく、家で飼っている猫や犬は家族であるという風潮があります。ビックリしましたが、現実の話です。またそういうことをあっ旋している教科書まであるそうです。特に家庭の絆、家族の絆が非常に希薄になっている。この基本構想の中に理念として個性が入っており、自分勝手に解釈して他人はどうでも良いという風潮を招く可能性がある。もともと家族とのお互いの扶養の義務がある。そういうことを、今の時代は関係ないという風潮がすごく多い。ですから、家庭の教育、家族の絆を大切にするというようなこと、家庭の教育力を高めるという内容が一節あったほうが良いのではないかと思います。

会 長：一つ目の目標の中に含まれる問題かもしれませんが、もう少し強調したほうが良いという意見だったかと思います。それでは、9ページから10ページの基本目標 ですが、ここは大幅な変更はなかったようです。文言として「芸術文化」を「文化芸術」に直したことくらいでしょうか。続きまして、基本目標 ですが、前回審議会にて出ました歩行者の問題、あるいは - 4 と - 5 を入れ替えたということ。 - 5 についてはJR西日本の事故など今後とも心配ですので公共交通の安全性を強調したということ。それから前回に意見がいろいろと出ました情報については、 - 6 というところで「情報を安全に活用できるまち」を新規に入れてあります。そして、個人情報保護の問題についても加えたということによろしいでしょうか。

大田委員：I - 6の の一つ目の2行目「だれもが必要に応じて容易に情報を活用できる環境づくり」で「だれもが」は常識的には区民を指すのだと思いますが、表現的には「だれもが」では事業者も含まれてしまいます。

会 長：むしろ単純に「区民」と表現で良いのではないかとということですね。

大田委員：下は「区民」となっているので、区民で良いかなと思います。

会 長： の二つ目も「区民」となっていますので、起草委員会で判断していただけますでしょうか。

渡部委員：区民でなくとも区に暮らしている方々もいるわけですが、区民と限定していいのか。外国人や一番情報が欲しい方々も排除してしまうとこの趣旨に反するのではないのでしょうか。つまり、情報格差を解消するためとここに出ているのですから、そこからすれば区民に限定する必要はないと私は思います。

会 長：起草委員会でご意見いただいた時は、二つ目では被害に遭わないという点で区民の保護としてあり、しかし一つ目では必ずしも区民に限らないという、むしろそちらに力点を置いたということですが。

大田委員： の二つ目についても、同じ意図で「だれもが」にしたほうが良いのではないのでしょうか。

会 長：今までの文章の中で区民、地域住民という表現が多かったので、そういった意味で「区民」と特に「だれもが」という強調した表現について、大田委員の意見を参考にしながら検討していただくということでもよろしいでしょうか。内容的にこだわっているわけではないと思います。次に「構想実現のために」ですが、(2)の二つ目の が追加されたこと、そして自治権の拡充について「基礎的自治体」という表現ではなく「基礎自治体」という表現がごく当たり前になってきているのでそのように変更した、特別区の問題がこれから重要になってくるということでそこを追加したということですが、いかがですか。

宮崎委員：(2)の二つ目ですが、「公共サービスの民間開放」ということで、現在の政府の方針からも官から民ということが出てきていると思うのですが、果たして公共サービスがすべて官から民で良いのかということがありますので、ここはもう少し精査したほうが良いかと思います。すべて民間になった時にだれが責任を取るのかという問題などがあり、すべて民間にはならないと思います。そのあたりをもう少し考えていただきたいと思います。

会 長：わかりました。確かにこの文章だけですと、公共サービス全般を民間開放と受け取られてしまうというご指摘で、これも起草委員会でもそういう意味ではないと思います。

杉田委員：「指定管理者」は、かなり制限がつく縛りがある表現であり、すべて民間開放であることを表現しているわけではないと思います。

渡部委員：ここの問題が最初のところの「新しい公共」とかかっていると思います。すべてを公共でやるのではなく、民間の活力も利用しましょうという意味で認識しています。

大田委員：確かに区は指定管理者制度を進めているわけですが、この問題に長期基本計画の審議会が、

細かく縛りをつくるのはどうかと思います。秋田県は指定管理者制度にするのではなく、直営に戻して、目的の違う他の施設との連携を見出しています。新しいニーズを公共ニーズにどうつくり出していくのか。そういう意味では指定管理者制度が合うものより発展できるもののすみ分けをしていく必要があると思います。効率を優先して民間ができるからすべてニーズが満たされるという発想は短絡的ではないのかと秋田県の幹部のご意見にもあり、私も共感しました。行政がどのような判断をするかは別として、審議会としてこれが一番良いと決めつけるのはどうかと思います。もう一つは、例えばどういう価値を優先するかにかかわるのですが、板橋区も体育施設を指定管理者制度にしましたが、議会の要請もありましてこれまで働いてきた区民を雇ってほしいという話をしました。しかし、実際問題として、指定管理者になった企業がそれまでの区民の従業員を呼んで10%カットするよ、嫌ならやめてくれという話になってしまった。つまり区民の労働条件が切り下げられる中で、このまま進んでいく可能性もあります。そういう意味では、施設のニーズをたくさん増やすといっても、何を優先するのかを考えるとそう簡単に一本の道で行って良いのかと疑問が残ります。是非は別として、審議会の答申がわざわざ指定管理者制度を挙げて、公共性の概念を一本化するような流れはやめたほうが良いと思います。もっと選択肢を広げるべきだと思います。

会長：このところは今までの区民ワークショップでかなり強調された部分でもあります。こういった手法をもっと取り入れないと、従来の行政のスタイルでは困るといえるか、もっと民間に開放しろという意見がかなりあったと聞きます。今は、指定管理者制度という具体的な制度が出てきていますが、まだ改善の余地がある、必ずしも定着するかわからない、不安定なところがあるため、制度ということを書くことに疑意があるのだと思います。「導入をはじめ」という表現を「導入など」というふうにしてはどうかと、他にもいろいろと選択肢があるという点で言えば、「制度の導入など」と言い改めれば、一つの解決策になるかもしれないと思います。それから、「公共サービスの民間開放を推進します」という言い方だと、ニュアンスとして強すぎるのではないかという危惧もあるのだと思います。それらのご意見を取り入れながら、もう一度表現をお考えいただきたいと思います。こういった趣旨を入れ込むということで、ご理解いただけますでしょうか。

郷野委員：一番目と二番目の連動した言葉として、例えば今の板橋区の課題としては、行財政改革がこれからの大きな課題でありまして、そこからいきますと「区民ニーズに対応」だけでなく、板橋区としては国もそうですが、民間でできる、民間で効率を上げればという方向で進めています。やはり板橋区としては、行財政改革を基本に据えて、それでなおかつ区民ニーズに対応し、区民が良かったと言える、そういった方向を目指していくという形にしたらどうかと思います。板橋区でも熱帯環境植物館に指定管理者制度を導入したのですが、あるいは体育館の運営・管理も全部民間に指定管理者制度へ移行したのですが、そういったことを見直しながら進めていかないといけないと思います。そういった方向で今進めていますので、ここでは外せないと思います。

山下委員：そのあたりの議論は起草委員会でもありました。あまりにも行財政改革を進めるためと言うと、財政的にメリットがあるために公共サービスの民間開放を推進するように聞こえてしまう。そうではなく、もっと本質的に区民ニーズに対応するという目的のためにそれが行われるという考え方のほうが良いという意見でした。行財政改革の文言をここでは外して、
の一つ目で「健全財政への基盤の確立に取り組み」というところでそういうことを述べるという解釈を起草委員会ではしていました。

会 長：私もおそらくそういったことだろうとは思ったのですが、なるべく議論が修練する形で入れたいと思いますので、渡部委員からもありましたが、一つの「新しい公共」という問題とも絡んでいると思います。今回新しく入れた部分ですので修正をしていただき、もう一度見直したいと思います。ここは起草委員会でもう一度練っていただくことにしたいと思います。

坂口委員：今の二番目の のところに、行政の現在やっている施策と経営方針についても言えると思いますが、民間事業者的な発想や経営手法も、行政の中に取り込むという考えがあっても良いと思います。

会 長：大体煮詰まってきたと思いますが、今日のところは様々なご意見をいただきましたので、次回8月の時に最終的な整理が行えればと思っています。本日のところはここまでにしていただきたいと思います。前回、基本計画に盛り込むべき施策のあり方についてはあまり議論ができませんでしたので、今回少し時間をとりたいと思います。次回の時に、もう少し膨らませるというか、実質的な議論に食い込めるようなベースを今日作りたいと思いますので、よろしいでしょうか。14～15ページの資料の説明をお願いします。

基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

事務局より資料1の「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」の部分について説明した。

会 長：ありがとうございました。最初に説明がありましたように、本日は箇条書きになっておりまして、8月の審議会には文章化するという事です。本日は箇条書きされている中身についてのご意見、あるいは不十分で追加すべき意見、組み立て方自体に問題があるという意見もあるかと思いますが、あまり一つひとつという方法はとりませんので、まず「基本計画に明示すべき事項」についてご意見をいただいて、続いて「仕組みづくり」について議論したいと思いますがいかがでしょうか？

渡部委員：「基本計画に明示すべき事項」の一番目と四番目は、マクロ的に見たかミクロ的に見たかの問題で、分けて考える必要があるかどうか。また、「将来需要」という言葉ですが、「人口、社会・経済状況の変化」と「需要」はそぐわない言葉だと思いますので、検討していただきたいと思います。

会 長：一番目と四番目ですが、一番目は人口社会や経済状況の変化、これをどこまで数量化できるかは別として、ある程度、客観的とは言わないが見通しできる問題と、四番目は特に区民の要望の変化だと思い、セットにはなっていると思いますが、分け方も少し検討したほうが良いというご意見だろうと思います。将来需要という表現は確かにそぐわない感じがします。視点としてはそういう問題はありますが、今まで触れてきたことが大体これで視点としてはよろしいのかなと思います。そして、明示すべき事項といった場合に、ここで「個別目標ごとの」というのが三番目の冒頭に出てくるのですが、基本計画とこの個別目標という表現は基本構想とのかかわりでしょうか。事務局に説明をしていただけますでしょうか。

事務局：こちらの個別目標と言ったときには、お手元の資料7ページに基本目標のもとに、例えば7ページの例でいきますとI-1からI-6までの個別目標にのっかって、基本計画も作ってまいりますので、ここに個別目標とI-1、I-2、I-3こういったところが個別目標となります。こういった個別目標ごとにその現状や課題、目標とする状態、取り組むべき方策、

そういったことをしっかりと基本計画をつくる時に明示すべきではないかという考え方でございます。

会長：わかりました。よろしいでしょうか。個別目標とここで表現しているのは、基本目標のⅠからの中で枝番がついてきたものを意味しているということです。基本構想を具体化していく太い柱が基本目標であるとしたら、それを個別化していく中位の柱のことを指しているということです。個別目標が具体的な個々の施策ではなく、ある程度それをくくりながら具体化する、あるいは目標値を設定するという形をとるとご理解してよろしいのかと思います。そうしますと、個別目標ごとの現状、それから課題、このあたりを少し詰めていただいて、もちろん現状の個々の細部にあってまでということはないと思いますが、現状や課題、それが具体的に10年間のスパンの中でどこまで達成できるのかという目標とその取り組みの方策ということで一番目がかかれていていると思います。二番目のところは成果指標の現状値や目標値をできる限り指標化し、またはそれを数値で明示していこうということです。三番目のところは各主体の協働の役割分担を扱っていこうということです。大体そういう仕組みになっていますが、もちろんすべての個別目標にきれいに分けられるとは限りませんが、これを基本線として整理してもらいます。大体この方向で、起草委員会がこれをどう文章化していくのか、あるいは方向性をはっきりさせていくのかということで、今日はよろしいでしょうか。続きまして2のところの仕組みづくりですが、(1)参加と協働の仕組みづくりがありますが、先ほどの議論との関連で申し上げますと、やはり「新しい公共」という表現が何箇所か出てくるようになっていきます。それから、最初の明示すべき事項のところでも渡部委員からの区民の要望について意見がありました。非常に重要な視点で、まず何にしても区民のみなさまの要望やご意見、積極的な発言は大きなことですが、「区民要望が個別化している」という表現がどうか、私は気になります。他にもご意見があればお願いいたします。

大田委員：二番目で私が非常に強く思うのは、自治の主体をどう強化するかという話だと思います。つまり、区民のみなさまの自治の能力と言いますか、強化しないと協働も何もありません。そういう意味では、どのように作るかが今後この計画を本当に成功させるための鍵になります。それでこの審議会の冒頭のほうで、計画の策定段階から区民参加しないとそれに対する評価も恣意的なものになる。そういう中で「新しい公共」という言葉を使うかは別として、何らかの形で区が担ってきた仕事の一部をそういった形で区民にも担っていただくということであれば、当然最初の段階から参加している必要があります。日本全国で自治の主体を強化する問題では、様々な取り組みが行われています。そういう意味では今後の展望を考えた時に、住民参加のあり方が計画は区が作り、パブリックコメント程度にして、あとはみなさんにやってもらいましょう、担い手を増やしましょうというだけではハンドルは回っていかないと思います。根本的に住民自治はどう評価するかという意味で計画段階からの住民参加をどう位置づけるかがこれを進める上での成否を分けると私は思います。

会長：私が引っかかるというところでは、確かに区民要望がある意味で個別化している、「個別化」という言葉が私には少し引っかけますが、問題は参加と協働の仕組みづくりの問題ですから、そういう積極的な参加というか、自治という点から区民の生活態度をどう評価するか、そういう形で整理できたら良いのかなと思っていました。そういった意味で、今の意見もご参考にしていただければと思います。区民のみなさまの新しい芽というか積極的な参加、そういう今までの動きや今後への展望ということを強く打ち出していくことが大事だと思いますし、当然のことだと思います。それがあって初めていわゆる新しい公共をつくるその心棒になる部分が形成されていくと、筋を通したほうが良いだろうと思います。

山下委員：「参加」という言葉についてなんですが、計画段階から参加をする、そしてあらゆる段階で参加していくということを含めて、「参画」という言葉が男女共同参画という言葉で使われています。参加は「joint participation」、参画のほうは「active and joint participation」と訳されていますが、「参加」というのを「参画」という言葉で使う方法もあるかなと思います。

会長：その点も住民の積極的な参加と自治という問題の中で、参画は文言の問題だけではないと思いますので、ちゃんと位置づけたほうが良いと思います。新しい公共といってもただの寄せ集めになってはいけないと思います。本日のところはもうよろしいでしょうか。前は十分に意見がなかったものですから、突然出てきたという印象があるのかと思いましたが、次回まで1か月以上ありますのでご検討いただきたいと思います。特に必要があれば事務局のほうから委員のみなさまに次回へ向けて少し早めに資料を出していただき、委員のみなさまがご判断しやすいような資料提供をしていただくように進めてもらいたいと思います。

閉会

会長：それでは少し予定の時間よりは早いですが、お陰様で今まで大分詰めてきましたので、今回は基本構想のところは今日問題になったところに限って審議させていただき、「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、今回は集中的に議論したいと思います。それでは、これで今日は終わらせていただきたいと思います。気候はじめじめしていて、うっとうしいような時ではございますが、また猛暑がやってくると思います。委員のみなさまには、御自愛していただきまして、次回また活発な議論をしていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

事務局：それでは、次回の審議会は、8月19日（金）午後3時30分からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

所管課

政策経営部 政策企画課 計画担当 （電話3579-2011）